

佐賀県告示第 486 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 27 年 12 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
くらの薬局	三養基郡基山町大字小倉 1058 番地 3	平成 27 年 4 月 1 日
カワハラ薬局	佐賀市川原町 5 番 17 号	平成 27 年 6 月 1 日
プラスワン訪問看護ステーション	鳥栖市古野町 268 番地 3	平成 27 年 4 月 10 日
白石保養院	杵島郡白石町大字福吉 2134 番地 1	平成 27 年 4 月 1 日
弥生が丘ソラーレ歯科 医院	鳥栖市弥生が丘五丁目 213 番地	平成 27 年 4 月 1 日
歯科まつながクリニック	小城市小城町 510 番地	平成 27 年 4 月 1 日
植田産婦人科内科医院	佐賀市与賀町 2 番 53 号	平成 27 年 6 月 8 日
しまのえ耳鼻咽喉科	佐賀市神野東四丁目 3 番 29 号	平成 27 年 6 月 16 日